

2022年4月からの不妊治療保険適用について

2022年4月より人工授精や体外受精などの不妊治療が、保険が適用（一部、保険適用外医療あり）となります。

対象となる不妊治療は、人工授精、採卵、体外受精、顕微授精、胚培養、胚移植、胚凍結保存などです。

保険と自費の混合診療は認められていないため、保険で出来る治療には制限がかけられています。今までお受け頂いていた治療全てが保険適用になるとは限らず、薬、注射の仕様、治療が一部制限されることとなります。当院では医療レベルを保ちながら、なるべく「保険診療」を優先して治療を行っていきます。

保険治療のための必要書類

人工授精や体外受精の治療を保険でご希望の場合は、婚姻関係又は事実婚であることが必須条件です。当クリニックで治療を受けていただくために 法的婚姻関係があるご夫婦・事実婚カップルそれぞれに提出いただく書類がございます。

婚姻関係（入籍済み）は戸籍謄本（抄本は不可）

事実婚の方はそれぞれの戸籍抄本、住民票と治療後に妊娠した児に認知する誓約書を提出していただきます

不妊治療計画書

タイミング療法・人工授精・体外受精の保険診療を始めるためには治療計画書の作成が必ず必要となります。必ずご夫婦で来院していただき作成をいたします。

治療計画が夫婦で立てられない場合は、保険で治療開始が出来ません。

治療計画が今後変更になる場合(例:人工授精から体外受精にステップアップ)も、ご夫婦での来院が必要になります。

ART 保険診療回数制限について

<人工授精> 年齢、回数制限はありません。

<体外受精回数制限> 回数は採卵ではなく「胚移植」の回数でカウントします。

<体外受精年齢制限>

初回が40歳未満で開始した時・・・胚移植6回まで

初回40歳以上43歳未満で開始した時・・・胚移植3回まで

43歳以上は保険適用なし（上記でも43歳以上は新しい周期には入れません）

保険診療で治療を開始すると、その周期の診察は、「保険診療と自費診療の混合診療」を行うことは一切できません。